平成２５年（フ）第４４号
静岡県富士宮市小泉1645番地　寺西借家７号、前住所静岡県富士宮市小泉1733番地ファミール小泉Ａ―102号
債務者　勝亦　敏和
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４５号
静岡県富士宮市小泉1645番地　寺西借家７号、前住所静岡県富士宮市小泉1733番地ファミール小泉Ａ―102号
債務者　勝亦　由美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４７６号
愛知県豊田市平戸橋町平戸８番地17、前住所島根県松江市浜乃木７丁目７番10―101号コーポ多久和
債務者　田中　芳之
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
京都府船井郡京丹波町井尻長谷４番地149
債務者　岩﨑　　等
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
京都府船井郡京丹波町井尻長谷４番地149
債務者　岩﨑　孝子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
奈良市大安寺５丁目８番２―207号
債務者　小林　盛雄
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２９号
奈良県生駒市東菜畑１丁目182番地１　クインズコート生駒203
債務者　小山　　惠
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
北海道芦別市東頼城町14番地
債務者　片山ひろみ
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
北海道芦別市北６条西３丁目16番地　やよい団地78号
債務者　青木美砂子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
盛岡市東中野町34番５号
債務者　黒崎　佳奈
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１６３号
神奈川県厚木市妻田西２丁目10番16号　コーポ加藤202
債務者　西村　倫子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６４号
相模原市中央区田名8308番地１　ヴィライクワ101
債務者　池尾　文男
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６９号
相模原市中央区小山３丁目29番９号　ビューティフル・デイズ202号室
債務者　土田　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９２号
愛知県一宮市大和町福森字郷20番地２　パビリオン桔梗ヶ丘Ｃ―102号
債務者　田中　榮子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１号
京都府京丹後市久美浜町大向380番地
債務者　的井　英一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１０８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7369番地４
債務者　永藤　米子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４３号
長崎県長崎市橋口町11番19号　深堀アパート201、申立時の住所長崎県長崎市本尾町31番１―301号
債務者　平山　静子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係